

中央区告示第百二十一号

中央区受動喫煙防止対策の推進に関する条例（令和二年六月中央区条例第二十七号）第八条第三項の規定に基づき、次のとおり公表します。

令和八年九月二十八日

中央区長 山本 泰



記

一 指定喫煙場所の名称、所在地、供用時間及び指定をする日

指定喫煙場所の名称	所在地	供用時間	指定をする日
晴海客船ターミナル	東京都中央区晴海 五丁目七番一号	午前七時三十分から 午後七時まで	令和八年九月三十日